



復旧・復興の加速化の取り組み

復興庁宮城復興局

平成27年12月19日

「工事加速化支援隊」等による市町村支援

被災者に安心できる住まいを一日でも早く一戸でも多く確保するため、「工事加速化支援隊」を創設（国土交通省住宅局・都市局・官庁営繕部、水産庁と連携。）

背景・必要性

- 復旧・復興事業のステージが「計画策定」「用地取得」から「工事实施」の段階に移行
- 「工事实施段階」では**個別具体の課題が現場で発生**
- 災害公営住宅や高台移転の事業主体である**県・市町村が掲げる目標どおりの完成に向け、直接市町村へ出向き、個別地区ごとの課題に対し、きめ細かく支援を行う工事加速化支援隊を創設**（平成26年8月25日）

ねらい・活動内容

- 復興庁の市町村担当参事官等・復興局で構成する工事加速化支援隊が、国交省（住宅局、都市局・官庁営繕部）・水産庁と連携し、**直接県・市町村に出向いて遅延状況やその理由、今後の見通し等について聞き取り、支援**を行う。



26年度:3県・26市町村を35回訪問

27年度:3県・28市町村を52回訪問(12月時点実績)

工事の加速化に向けて対応した内容

- **市町村の住宅再建計画・完成時期の把握**
 - ・ 工事工程表に基づき、工事の進捗を把握し、早期対応による遅れの予防と完成時期の明確化が可能。
 - ・ 完成時期を基に、住民に入居等の最終意向確認を行うことができ、建設計画にフィードバックし、計画の見直しが可能になり、空き戸数・空き区画の発生の抑制にもつながる。
 - ・ 災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況を毎月公表。
- **加速化、更なる遅れの防止**
 - ・ 用地取得や計画変更等に関するこれまでの加速化策について、ヒアリングの機会に説明。
 - ・ 入札不調対策、関連事業との調整対策、開発許可・建築確認等の精度関係の取組を実施。

防災集団移転促進事業の移転元地等を活用する場合の支援施策パッケージ

- ・ 防災集団移転促進事業により市町村が買取り公有地となった土地（防集移転元地）を含む低平地については、公有地と民有地がモザイク状となっており、利活用や管理がしにくいことなどが課題となっている地域が存在
- ・ 市町村からの支援を求める要望や、公有地と民有地の交換に伴う登録免許税の免税措置が創設（※）されることを踏まえ、移転元地等に関する支援施策パッケージを取りまとめ、利活用を行う市町村の取組を支援

（※）与党平成28年度税制改正大綱（平成27年12月）による

◎防集移転元地等の利活用に関する「基本的な考え方」の作成（今回公表）

- 国は復興のために真に必要な事業について支援
- 市町村は土地利用に係る計画を策定し、なりわいの再生や新たなニーズに対応したまちづくりを実施
 - ・ 必要な事業の実施にあたっては、既に多く保有している移転元地を極力活用
 - ・ 用地の取得は公有地と民有地の交換を基本とし、公有地と民有地を各々集約したまちづくりを図る

◇ 土地利用に係る計画策定に対する支援

- ・ 土地利用ニーズの把握、専門家の派遣等に要する経費について復興交付金効果促進事業等で支援

◇ 土地利用に係る計画を実現する事業に対する支援

- ・ **土地交換に伴う登録免許税の免税措置により、利活用や管理に課題を抱える移転元地等における公有地と民有地の交換・集約を促進**
- ・ 具体的な土地利用ニーズ、住民の合意形成の確認等を踏まえ、復興交付金、社会資本整備総合交付金等で支援

【想定される土地利用】

- ・ なりわい（農業、漁業、商工業）の再生のための用地造成、基盤施設整備
- ・ コミュニティ活動に必要な施設整備
- ・ 公有地と民有地を各々集約したまちづくり 等

◎防集移転元地等の利活用に関する「検討ガイダンス」の作成（今回公表）

- ・ 市町村による土地利用に係る計画策定や事業実施に参考となる検討手順・留意点・国の支援の考え方を紹介

◎ 上記施策の普及のため市町村向け説明会の開催（今後実施）

（これまでに「防集移転元地の活用に関する事例集」（平成27年1月）、「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」（平成27年6月）を发出済み）